

循第07030001号
平成29年7月3日

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会会長 様

和歌山県環境生活部
環境政策局循環型社会推進課長
(公 印 省 略)

建物解体等に伴う浄化槽の処理に関する周知について

平素は、和歌山県環境行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、本県に建物解体等に伴う浄化槽を清掃せずに撤去する事例があるという情報が寄せられたことから、当課から各市町村担当課あてに標記に係る適正処理の周知について文書依頼し、さらに県技術調査課及び建築住宅課に対して建設業協会など所管する団体に周知していただくよう文書依頼を行ったところです。

つきましては、貴協会におかれましても下記について会員様あてに周知していただきませう、ご協力よろしく申し上げます。

記

- 浄化槽の運搬の委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者は、当該浄化槽が未清掃であることを確認した場合、当該浄化槽所有者（又は管理者）に対し、清掃を行う必要がある旨を伝え、適切な措置をとること。
- 産業廃棄物処理施設に未清掃の浄化槽が搬入された場合、産業廃棄物処分業者は、排出者に対し当該浄化槽所有者（又は管理者）が事前に清掃を行う必要がある旨を伝え、適切な措置をとること。

【担当】

和歌山県 環境生活部 環境政策局
循環型社会推進課 地域環境推進班 亀岡、川原
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
TEL 073-441-2675 FAX 073-441-2685
e-mail e0318001@pref.wakayama.lg.jp